

立入検査は怖くない！



2018年9月14日（金）
医療法人さくら さくら記念病院
法人本部長 清水義文

会場：ピアザ☆ふじみ 2階多目的ホール1

立入検査（調査）の種類

病院や診療所、介護施設や居宅事業所には様々な立入検査（調査）が入ります。

1. 保健所の立入検査 (病院と診療所)

医療法第25条第1項により実施

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

(平成28年12月) 厚生労働省医政局

平成30年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査実施方針
等を参照すると良い。

「医療監視の実施方法等の見直しについて」(平成9年6月27日指第72号
厚生労働省健康政策局指導課長通知)を参考として行う。

当初予定した機能と異なる形態で使用している場合は、医療整備課と連携して
必要な指導を行う。

病床の廃止を積極的に勧奨する場合もあり。

診療所は基本立入は無い。(有床診療所と政令指定都市は有り)

病院埼玉県では年1回行われている。(東京都は3~4年に1回程度)

2. 厚生局の指導（病院）

健康保険法第73条により実施

指導には集団指導、集団的個別指導、個別指導があり

調査には

①自己点検による施設基準の確認→所謂7・1報告です。

②臨場による施設基準の確認

※①と②合わせて適時調査と言うが、②を適時調査と考えがちですね。

適時調査実施要領を参照すると良い。

（厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室）

臨場による適時調査は、

「当分の間、原則「医科(病院)」を対象とする。」

「当分の間、対象となる保険医療機関数が300施設以上の都道府県においては3年に1巡

、150施設以上300施設未満の府県においては2年に1巡を目途として行うこととする。」

過誤調整または返還の措置、指定の取消しの処分がある。

「実施した個別指導において保険医療機関(医科)に改善を求めた主な指摘事項」は公表されて

いるので参考にすると良い（厚生局ホームページ）

3. 福祉部福祉監査課の指導 (介護保険施設・介護事業所)

介護保険法

- ① 第4章(保険給付)第23条、24条 による行政指導を実施介護サービス事業者等の育成・支援を目的とした**指導**。

指導は制度管理の適正化とよりよいケアの実現

- ② 第5章第70条(介護支援専門員 並びに事業者及び施設)以降の各条文の規定に基づく**監査**。

監査は不正請求や指定基準違反に対する機動的な実施 これにより適切な運営を行っている介護サービス事業者等を支援するとともに、介護保険給付の適正化に取り組む。

利用者からの情報等に基づく介護保険法上の権限行使を適切に実施。

集団指導→実施指導→監査→行政処分

4. 福祉部福祉監査課の指導 (医療機関・生活保護法)

生活保護法

第50条 第2項及び第54条の規定に基づき市が行う指導及び検査等

①一般指導

全ての医療機関が対象、講習会、広報、文書等の方法により行う。

②個別指導

指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行うことができる。過誤調整または返還の措置、指定の取消しの処分がある。

生活保護法による指定医療機関に対する指導及び検査実施要領を参照すると良い。

5. 労働基準監督署の立入り調査 (労働者を抱える事業主)

労働基準関係法

101条

労働基準関係法令違反がないか調査を行い、法違反を認めた場合はその是正を勧告し、指導を行う。(臨検監督)

①定期監督

定期的に実施される労働基準監督署主導の調査。

②申告監督

従業員からの申告に基づいて実施される調査。

多くは労働時間管理の甘さ（給与に連動している）から、臨検監督になるケースが多数を占めます。

6. 税務署の税務調査 (法人、個人事業主)

調査は、納税者の申告内容の適否を検討するところにあります。このため、この検討方法として、証拠書類と帳簿の記帳内容との照合及び計算を照合します。

税務調査が行われる際、あらかじめ知らされる場合と調査日の通知なしで突然、行われる場合との2つがあります。

経理担当者、会計事務所（税理士）との連携、立会が必須。

B/S（貸借対照表）とP/L（損益計算書）が指摘される。

経験チェック表

立入り検査の種類	経験回数
保健所の立入検査	
厚生局の指導	
福祉部福祉監査課の指導 (介護保険施設・介護事業所)	
福祉部福祉監査課の指導 (医療機関・生活保護法)	
労働基準監督署の立入り調査	
税務署の税務調査	
合 計 数	

情報交換会の意義

各法律、行政が出す計画、医療・介護の報酬改正など全てを個人で把握するのはあまりに膨大！

でも、知っていれば先を読みやすいのです。

（一流のコンサルタントでも知らないことがある場面はたくさん見てきました。）

それだからこそ、

この場所が重要になって来ると考えます。

お互いの情報交換、今後とも、
よろしくお願い致します。